

アフガニスタン Rさん 難民不認定処分取消請求事件

国際基準の難民認定を！

作成；Rさん弁護士団
解説；弁護士 仲 晃生

難民条約及び難民議定書の 解釈に関する国の主張

- 1 難民認定基準ハンドブック等は、難民該当性の判断には不要。
- 2 難民認定手続及びその立証の在り方を判断するに当たり、難民認定基準ハンドブック、UNHCR「難民申請における立証責任と立証基準について」は指針になり得ない。
- 3 迫害の主体が国籍国の政府自身でない場合、政府が当該迫害を知りながらそれを放置ないし助長するような特別な事情がある場合でなければ難民に該当しない。

国際基準の難民認定を

1. 難民認定基準の発展

1951年、「難民条約」

1967年、「難民議定書」

1979年、「難民認定基準ハンドブック」

世界情勢の変化や基本的人権及び難民問題に関する認識の発展に伴い、難民条約第1条について各国の解釈が多様化してきた。

1998年、「難民申請における立証責任と立証基準について」

2001年、「1951年難民の地位に関する条約第1条の解釈」

2002年、「難民保護への課題」

2003年～2013年、「国際保護に関するガイドライン」

国際基準の難民認定を

1. 難民認定基準の発展

2013年の国際連合総会第68期公式記録に添付された「国際法委員会報告(A/68/10)」

「(15)世界レベルでの国際機関の報告で、ある特定分野における国家の実践に根拠を与えるという指令に基づいて用意されたものは、それらの実践を評価するうえでかなりの権威を有し得る。たとえば、難民の地位に関する1951年条約及び1967年議定書に基づく難民の地位の認定に関する手続及び基準に関するUNHCRのハンドブックは、国家の実践を反映し、かつ、国家の実践に指針を提供する重要なものである。」

国際基準の難民認定を

1. 難民認定基準の発展

「UNHCRと協力しその監督的役割(難民条約35条及び難民議定書2条)を受け入れるという締約国の義務の一部として、締約国は、UNHCR執行委員会の結論、ハンドブック、ガイドライン、そしてその他(難民)法に関するUNHCRの見解を、難民条約及び難民議定書を適用するにあたって考慮に入れなければならない。「考慮に入れる」とは、こうした文書が法的拘束力を有することを意味するものではない。むしろ、これら文書は、関連性がないとって排除されてはならないということであり、権威ある文書としてみなされ、無視するのであれば無視する側に無視を正当化することが求められることを意味する。」

(Walter Kälin,,

2003)

国際基準の難民認定を

1. 難民認定基準の発展

日本政府及び日本の裁判所はハンドブック等を重要な指針として採用、積極的に活用すべき

(1) 日本国憲法第98条第2項。条約の誠実遵守義務。

(2) ハンドブックやガイドライン等を難民条約の解釈指針として用いることは、難民条約批准によって難民の国際保護の一翼を担う責務を託された日本の裁判所にとっても、同条約の趣旨に反する解釈を回避し適切な判断を行っていくうえで、大きな利点がある。

国際基準の難民認定を

2. 難民認定手続及び その立証の程度

(1) 難民条約は難民を庇護するという人道的な要請を基礎として協定された(同条約前文等)。

難民条約締約国が難民訴訟における立証基準等を定めるにあたっては同条約の目的達成に必要なかつ適切なものを設けるべきであるという条約上の制約が当然に課される。

国際基準の難民認定を

2. 難民認定手続及び その立証の程度

(2)「1951年難民の地位に関する条約 第1条の解釈」第10項は、立証責任と立証基準に関するハンドブックの内容を要約して、

「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を裏づける立証の基準は、コモンローの法域の判例において発展してきた。立証の基準についてさまざまな公式が使用されてきたが、求められる基準が民事訴訟において要求される蓋然性の均衡よりも低いことは明らかである。」

と、明確に述べている。

国際基準の難民認定を

2. 難民認定手続及び その立証の程度

難民の保護に向けた難民訴訟は、
私人間の紛争解決を目的とする通常の民事訴訟とは、
目的が大きく異なる。

両者の立証基準が異なることに合理性は認められても、
両者の立証基準を同一と考えることに合理性があるとするの
は無理。

国際基準の難民認定を

3. 住民による迫害

迫害の主体が国籍国の政府であるか否かに関わらず、難民該当性を判断する際に核心となるのは、難民条約第1条が挙げる「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見」を「理由」に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するか否か。

その判断にあたって、迫害の主体が国籍国でない場合には、国籍国による保護で「恐怖」を払しょくできるか（つまり「理由」に基づいて危害が加えられようとしているという因果関係を国籍国政府が断ち切れるか）が問題。

国際基準の難民認定を

3. 住民による迫害

たとえ政府が具体的な加害行為を違法化するなどしていても、現実に「理由」に基づき危害が加えられるおそれがあると恐怖する十分な理由がありさえすれば、国籍国による保護は十分ではなく、「難民」該当性は認められる。

Ex. 国際保護に関するガイドライン第2号(「特定の社会的集団の構成員であること」に関して)第21項

同ガイドライン第4号(「国内避難又は移住の選択可能性」に関して)第15項

同ガイドライン第7号(「人身取引」に関して)第23項

同ガイドライン第8号(「性的指向とジェンダーアイデンティティを理由とする難民申請」に関して)第38項

国際基準の難民認定を

3. 住民による迫害

難民認定基準ハンドブック65項の日本語訳
「(住民による)そのような行為は迫害に当たると考えることもできよう」。

→ 国の主張

「同項は「飽くまで、迫害に該当する余地がある旨を指摘するにとどまり」「原告の主張は、ハンドブックの記載を恣意的に自己に有利に解釈したものにすぎない」

国際基準の難民認定を

3. 住民による迫害

「(住民による)そのような行為は迫害に当たると考えることもできよう」(難民認定基準ハンドブック65項の日本語訳)

→英語原文は「can be considered」(「見なすことができる」)。

その趣旨は、例示された事案における地域住民主体の加害行為を難民条約上の「迫害」と見なすことはできないとする狭い解釈を封じ、難民保護を拡充すること。つまり、同文は、「(迫害と)解する余地を指摘」したのではなく、「(迫害とは)解せないとする余地を排除」したものの。

このことは、その後の難民条約の解釈の発展(国際保護に関するガイドライン第2号第21項等)から明らか。

国際基準の難民認定を 4. まとめ

(1) 難民条約の適用を受ける「難民」の解釈にあたって「解釈の補足的な手段」が必要。「難民認定基準ハンドブック」等は、そのための国際的基準。日本政府も日本の裁判所も基準として採用し、積極的に活用しなければならない。

(2) 難民訴訟において難民申請側に求められる立証の基準は、民事訴訟において要求される基準より低い。

(3) 政府が具体的な加害行為を違法化するなどしていても、現実に「理由」に基づき危害が加えられるおそれがあると恐怖する十分な理由があれば、国籍国による保護は十分ではなく、「難民」該当性が認められなければならない。

次回期日

7月14日10時00分～

大阪地方裁判所

傍聴にご参加下さい